

特定生産緑地 Q&A 集

Q

生産緑地指定時点から30年経過した時点で、自動的に生産緑地の指定から外れますか？

A

外れません。30年経過後、買取り申出はいつでも可能です。生産緑地としての営農をする必要があります。

Q

生産緑地の一部を特定生産緑地にすることは可能ですか？

A

可能ですが、筆の一部を特定生産緑地にする場合、原則として分筆が必要となります。

Q

特定生産緑地の指定手続きはいつからできますか？

A

ホームページの「1. 手続きの受付時期」をご覧ください。

Q

特定生産緑地の指定に必要な書類は？

A

- ①特定生産緑地指定意向兼農地等利害関係人同意確認書
- ②土地登記簿謄本
- ③印鑑証明（利害関係人全員）
- ④利害関係人の権利の証明をできる書面
（②と④を兼ねる場合があります）

Q

特定生産緑地に指定した場合、どうなりますか？

A

- 固定資産税、都市計画税：そのまま（農地課税 税制特例措置が継続）
- 相続税、贈与税の納税猶予：そのまま
- 買取り申出、行為制限：そのまま
- 10年間の営農義務があります

Q

特定生産緑地に指定しなかった場合どうなりますか？

A

- 固定資産税等：宅地並み課税（激変緩和の5年あり）
- 相続税等：次の相続における納税猶予の適用がなくなります
- 30年経過後には、いつでも買取り申出が可能です

Q

生産緑地の指定から30年経過後に特定生産緑地に指定することは可能ですか？

A

できません。必ず、市の受付期間に申請をお願いします。

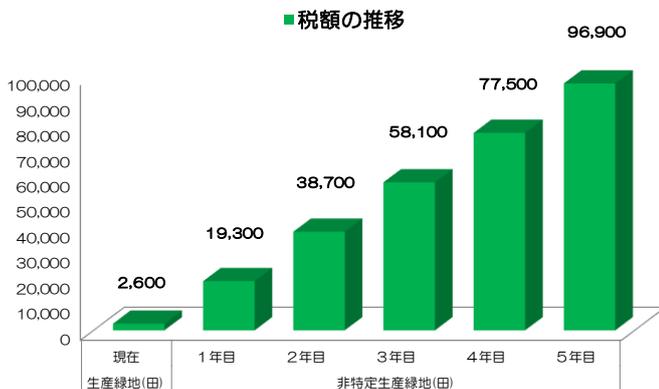
Q

特定生産緑地に指定しなかった場合、固定資産税はどれくらいになりますか？

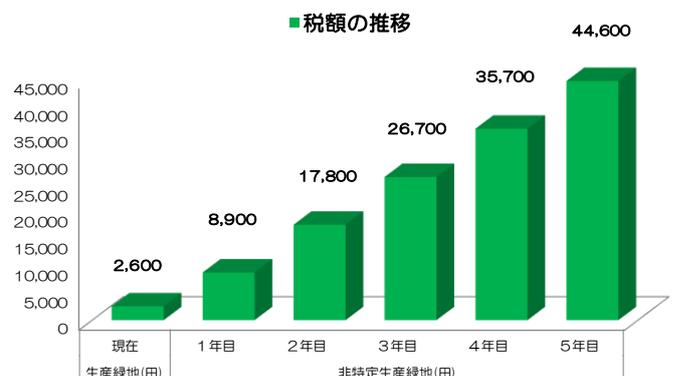
A

下記の図はモデルケースです。

（条件：地積 1000 m²、標準地単価 155 円、税額 2,600 円、正面路線価 35,000 円）
 なお、各農家によって所有されている農地の筆数や面積、及び立地条件が異なることから、詳細は税務課に個別に相談願います。



【接道ありの場合】



【接道なしの場合】

Q

耕作放棄地は特定生産緑地の指定ができないのでしょうか？

A

原則、申出基準日以降、10年間の営農をお約束いただくことが前提となっておりますので、営農を続けられない耕作放棄地は指定できません。

なお、今後の営農に関するご相談は農林水産課にお問い合わせください。